令和3年第3回 唐津市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年3月9日(火) 午後1時~午後4時30分
- 2. 開催場所 唐津市健康サポートセンター「さんて」 3階大会議室
- 3. 出席委員

1番	山崎正廣	2番	脇山久利	3番	袈裟丸一彦
4番	脇山祐治	5番	宮原敏久	6番	山添 明
7番	川添哲也	8番	三塩政廣	9番	内山敏彦
10番	阿蘇孝市	11番	井上順一	12番	伊藤富幸
13番	石川利恵	14番	峯 政敬	16番	峯 直子
17番	吉田 哲	18番	宮崎隆広	19番	阿部 太

- 4. 欠席委員
 - 15番 松本耕一
- 5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第17号 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第20号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請に ついて
 - 議案第21号

農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画 括方式)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 楢﨑 高志 振興係主幹 脇山 充浩 中田 賢治 農地係長 農地係副主査 小林 康史 農地係副主査 槻木 昇平 振興係主査 田中 恭子 振興係副主査 山﨑 友美 浜玉分室職員 前田 美穂 厳木分室職員 栗原 和成 相知分室係長 藤田 直樹 北波多分室職員 鬼塚 勝臣 肥前分室職員 松本 一訓 鎮西分室職員 末武 拓也 七山分室職員 金丸 翔

7. 審議の内容

事務局長

では定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号15番松本委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので、報告いたします。本日の出席委員は、18名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長 (議長) (会長の挨拶)

ただいまより令和3年第3回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号5番宮原敏久委員、議席番号6番山添明委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

はい。ではまず初めに、付議事項の中に取下げの案件がございます。議案集16ページ、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について中、整理番号7番は、議案発送後に取り下げられましたので報告いたします。削除のほうをお願いいたします。

それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について34件、議案第 17号農地法第4条および第5条の規定による許可申請につ いて1件、議案第18号農地法第4条の規定による許可申請 について3件、議案第19号農地法第3条の規定による許可 申請について22件、議案第20号農業経営基盤強化促進事 業による農用地利用集積計画の作成要請について91件、議 案第21号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積 計画(集積計画一括方式)の決定について3件、計6議案 154件でございます。以上、ご審議ご決定賜りますようよ ろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、 申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いた しますので、詳細につきましては議案集をご覧いただきたい と思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準 は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内 容につきましては一覧表でご確認をいただきたいと思いま す。

議長

ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第16号から第21号までの6議案154件であります。なお傍聴の方は、自分の関係分が済めば随時お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたしておきます。それでは、これより審議を行います。議案集1ページ、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明させていただきます。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は1,555平方メートルです。現況は休耕地になっております。目的は資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申

請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。 隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。 土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、令和3年5月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大50センチメートルの盛土、切土を行い、法面保護を施し、隣接宅地(自己所有)敷地内に進入路を整備し、南側県道からの出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側道路側溝に流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員

はい。脇山です。今事務局から詳しく説明していただきました。これがちょうど〇〇さんの所の真裏になるですね。それで3日の日に東部調査会で調査していただきまして、何ら

問題はないということで、皆様のご審議のほどをよろしくお 願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いします。

(举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は2,978平方メートルです。現 況は水田になっております。目的は建売分譲住宅です。所有 権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、 議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料 図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、 5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページ のとおりです。

許可基準ですが、すみません。議案の訂正をお願いいたします。農地の種別を第2種から第3種に訂正をお願いいたします。一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関からの残高証明書およ

び貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、 速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、法定外公共物(水路)占用、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大60センチメートルの盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを新設、南側道路を出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝を通り、北側水路へ流し、汚水は新設道路に埋設する排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項7番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

柴田誠委員 (農地利用最適化推進委員)

議長

唐津2区の柴田です。3月3日に東部調査会の方々と現地 調査を行いまして、異議なしということでありました。審議 のほどをよろしくお願いします。

議長 本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は2,047平方メートルです。現 況は資材置場となっております。目的は資材置場です。賃貸 借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、 議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料 図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、 8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページ のとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。転用については、許可済地の更新であり、現状のままの利用計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、 周囲にはフェンスを設置し、出入口は北側道路からとする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側道路側溝へ放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当 します。許可の基準は3番となっており、土地の選定理由書 が添付されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

上野正泰委員 (農地利用最適化推進委員)

浜玉2区の上野です。3月3日に東部調査会で現地を確認していただきました。平成30年からの引き続きということで、問題はないだろうということでしたので、審議のほどよろしくお願いします。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,995平方メートルです。現況は、ハウスの休耕地になっております。

目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、 下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への 影響ですが、最大75センチメートルの盛土を行い、北、南 側はコンクリートブロックを新設、東側は法面保護を行い、 西側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水 は敷地内の新設道路側溝を通って西側の新設道路側溝へ放流 し、汚水も西側道路の公共下水道へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。 許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

阿部稔委員 (農地利用最適化推進委員)

浜玉3区の阿部です。3月3日に東部調査会で現地を確認

いたしましたところ、皆さんの承認を得ましたので、報告いたします。何かご意見がありましたらよろしくお願いします。 ほかに質疑や異議はございませんか。

議長

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は247平方メートルです。現況は、 休耕地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移 転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案 書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、 14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、令和3年5月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大40センチメートルの盛土を行い、西側は一部既存コンクリートブロックを利用し、南、東側はコンクリートブロックを新設、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は北側道路側溝に放流、汚水は北側道路の公共下水道へ接続させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。 許可の基準は1番となっております。整理番号5番について 説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

白津知範委員(農地利用最適化推進委員)

浜玉4区の白津知範です。東部調査会で3月3日の日に調査をいたしました。周りも既に宅地となっておりまして、皆さんいいだろうということで了解を得ました。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集2ページ、整理番号6番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号6番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで す。地目は田2筆、面積は合計979平方メートルです。現 況は休耕地となっております。目的は資材置場、駐車場です。 賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概 要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、 資料図の16ページをご覧ください。隣接地の地目などにつ いては、17ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、 18ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、令和3年5月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、道路占用許可、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大60センチメートルの盛土を行い、北側は縁石を設置、南側は既存水路側溝を利用、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側道路側溝に放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。 立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号6番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

岩田辰夫委員(農地利用最適化推進委員)

唐津4区の岩田といいます。3月3日に中部調査会で現地確認をいたしましたが、別に異議なしということでありました。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集3ページ、整理番号7番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の3ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,284平方メートルです。現況は、水田となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等

については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の 地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土 地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最高2.2メートルの盛土を行い、北、南側は石積みを新設、西側は法面保護を施し、東側の既存事業所敷地からの出入口とする計画です。 排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。 許可の基準は16番となっており、土地の選定理由書が添付 されています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

水竹力委員 (農地利用最適化推進委員)

はい。中部調査会、唐津3区の水竹です。3月3日の日に 現地調査をいたしましたけれども、別に問題ないだろうとい うことでございますので、ご審議のほうよろしくお願いしま す。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集3ページ、整理番号8番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号8番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は519平方メートルです。現況は、雑種地の状況となっております。目的は、資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の22ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、23ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、24ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。なお、一部無断転用されており、始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、道路占用許可申請、下水道工 事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、 現状のまま利用し、南側道路より出入口とする計画です。排 水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側道 路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項3番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号8番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

水竹力委員 (農地利用最適化推進委員)

はい。唐津3区の水竹です。先ほど申しましたように、3 日の日に現地調査を行いましたけれども、この案件につきま しても問題ないだろうということでございますので、ご審議 のほうをよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集3ページ、整理番号9番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号9番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は682平方メートルです。現況は 休耕地となっております。目的は建築倉庫です。所有権移転 によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書 記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 25ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、 26ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、27 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。なお、一部無断転用されており、始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北、南、東側境界はコンクリートブロックを新設、西側の既存道路側溝を利用、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。

許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号9番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

宮崎隆広委員

はい。18番宮崎です。3月3日に現地確認を行いました。 現場は〇〇〇、〇〇の大型農道から南へ500メートルぐ らいの所です。一部無断転用があったみたいですが、何ら問 題はないだろうという結論に達しました。皆さんのご審議よ ろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集4ページ、整理番号10番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の4ページ、整理番号10番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、 議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は514平方メートルです。現況は、一部野菜畑となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由

および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の 位置等については、資料図の28ページをご覧ください。隣 接地の地目などについては、29ページの字図をご覧くださ い。土地利用計画は、30ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ いて、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資事前相談 結果通知書が添付されています。転用については、許可後、 速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事 関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、 最大2. 4メートルの切土を行い、北、西側にはコンクリー トブロックを新設、南、東側は法面保護を行い、隣接宅地の 進入路より出入口とする計画です。なお、通行承諾書が添付 されています。排水について、雨水は施設内の排水設備を通 り、敷地内の沈殿槽で地下浸透させ、汚水も合併浄化槽を介 して同じ沈殿槽へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付さ れています。

整理番号10番について説明を終わります。

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたし 議長 ます。

宮崎隆広委員

18番宮崎です。3月3日に現地確認を行いました。何ら 問題はないだろうということになりましたので、皆様のご審 議をお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 4ページ、整理番号11番を議題とします。それでは事務局 に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号11番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は959平方メートルです。現況は 休耕地となっております。目的は宅地分譲です。所有権移転 によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書 記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 31ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、 32ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、33 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着

手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、下水道敷地占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大60センチメートルの盛土を行い、北側は既存のコンクリートブロック、西側は既存L型擁壁を利用、東側はコンクリートブロックを新設して、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝を介して南側水路へ放流、汚水は敷地内道路に埋設する排水管を通り、南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

区長、土木委員長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号11番について説明を終わります。

шад **ў** = = ш (— 1,92,93 м (1 —) 3 () (

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

水竹力委員 (農地利用最適化推進委員)

議長

はい。中部調査会、唐津3区の水竹です。3月3日に現地 調査を行いましたけれども、この案件につきましても問題な いだろうというふうなことでございますので、ご審議のほう よろしくお願いします。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集4ページ、整理番号12番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号12番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計310平方メートルです。現 況は、畑となっております。目的は、一般住宅です。所有権 移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議 案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図 の34ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、 35ページの字図をご覧ください。土地利用計画は36ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資事前審査 結果通知書が添付されています。転用については、許可後、 速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、 北、西側はコンクリートブロックを新設、東側道路より出入 口とする計画です。排水について、雨水は東側道路側溝へ放 流、汚水は東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。 隣接農地所有者は条件つき同意、土木委員長から異議なしの意見書が添付されています。なお、条件については、転用に伴い被害防止確約書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号12番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

水竹力委員 (農地利用最適化推進委員)

はい。中部調査会、唐津3区の水竹です。先ほど申しました3月3日に現地確認を実施いたしましたけれども、この案件につきましても問題ないだろうということでございますので、ご審議のほうをよろしくお願いします。以上です。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集5ページ、整理番号13番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の5ページ、整理番号13番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、 議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は53平方 メートルです。現況は、道路となっております。目的は、公衆用道路です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の37ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、38ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、39ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、当該地においては、合併前の旧〇〇町時代に、防災工事の際に工事用道路で使用されて以来、無断で舗装され、道路として利用されています。原因者および時期が不明のため、行政書士の調査経緯書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用する計画です。排水について、雨水のみで道路側溝へ放流する計画です。

区長、生産組合長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項3番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号13番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

梅崎充茂委員(農地利用最適化推進委員)

はい。南部調査会の相知4区の梅崎でございます。先ほど

事務局から報告がありましたように、もう現状では道路に なっとるというようなことで、南部調査会全員で現地確認を いたしました。特に問題はないだろうということでございま す。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集5ページ、整理番号14番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号14番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は837平方メートルです。現況は、 休耕地となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有 権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、 議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料 図の40ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、41ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、 42ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は、自己資金および借入金で、金融機関からの

残高証明書および融資証明書が添付されています。転用につ いては、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなさ れています。隣接農地等への影響ですが、最大60センチ メートルの盛土を行い、西、南側はセットバックを行い、周 囲にはコンクリートブロックを新設して、西側道路より出入 口とする計画です。排水について、雨水は敷地内の排水設備 を通り、東側水路へ放流、汚水は西側道路の公共下水道に接 続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは一部条件付き同意、区長、生産組合 長から異議なしの意見書が添付されています。条件について は、転用に伴い被害防止確約書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項4番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号14番について説明を終わります。

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたし ます。

川添哲也委員

議長

7番川添です。3月の2日に現地調査を行いました。説明 がありましたように、現況は休耕地で、以前は○○を作って おられましたけれども、ここ数年荒れたような状態になって おります。現地調査の方からも特に問題ないということであ ります。ご審議よろしくお願いいたします。

ほかに質疑や異議はございませんか。 議長

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集5ページ、整理番号15番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号15番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は3,011平方メートルです。現 況は、〇畑で、一部荒廃地となっております。目的は、太陽 光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由お よび施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位 置等については、資料図の43ページをご覧ください。隣接 地の地目などについては、44ページの字図をご覧ください。 土地利用計画は、45ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、周囲にはフェンスを設置し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透およ

び越流分は南側の同時申請地を介して南側道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号15番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

岡本正幸委員 (農地利用最適化推進委員)

南部調査会、北波多2区の岡本です。ここは〇〇〇でしたけれども、今は荒れております。それと(転用事情の詳細)…で、もう〇〇を作る見込みはありません。どうか審議のほうをよろしくお願いします。

議長

本案について、質疑や異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集6ページ、整理番号16番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の6ページ、整理番号16番について説明し

ます。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、 議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は3,341 平方メートルです。現況は、休耕地、一部果樹となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の46ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、47ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、48ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、周囲にはフェンスを設置し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号16番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

岡本正幸委員 (農地利用最適化推進委員)

南部調査会、北波多2区の岡本です。3月2日に現地調査を行いました。現地は今荒れております。それで皆さんの意見としても問題ないだろうということですので、どうかご審議のほうをよろしくお願いします。

議長

本案について、質疑や異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集6ページ、整理番号17番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号17番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,985平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の49ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、50ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、51ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、周囲にはフェンスを設置して、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号17番について説明を終わります。

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

岡本正幸委員 (農地利用最適化推進委員)

議長

南部調査会、北波多2区の岡本です。ここも〇〇〇で、数年もう手を入れてないので荒廃しております。それで皆さんと現地を確認しました。何ら問題ないということで、慎重なるご審議をお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集6ページ、整理番号18番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号18番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は1,751平方メートルです。現況は、荒廃した〇畑となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の52ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、53ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、54ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、周囲にはフェンスを設置して北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号18番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

岡本是知委員 (農地利用最適化推進委員)

南部調査会、北波多1区の岡本です。3月2日に南部調査会で調査を行いました。その内容ですけど、現在○○で、荒れている状態です。また、(転用事情の詳細) …ということですので、仕方ないだろうということで協議をいたしております。どうかよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集7ページ、整理番号19番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の7ページ、整理番号19番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、

議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は1,830 平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的 は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請 の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申 請地の位置等については、資料図の55ページをご覧くださ い。隣接地の地目などについては、56ページの字図をご覧 ください。土地利用計画は、57ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、周囲にはフェンスを設置して、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号19番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

岡本是知委員 (農地利用最適化推進委員)

南部調査会、北波多1区の岡本です。3月2日、南部調査会で現地調査を行っております。ここは前〇〇〇〇だったんですけど、今現在荒れております。(転用事情の詳細)…ということですので、仕方ないだろうということで協議をいたしました。どうか審議をお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集7ページ、整理番号20番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号20番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は3,411平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の58ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、59ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、60ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ

いて、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書 が添付されています。転用については、許可後、速やかに着 手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、周囲にはフェンスを設置して、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号20番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

岡本是知委員 (農地利用最適化推進委員)

南部調査会、北波多1区の岡本です。3月2日、南部調査会で現地検討会を行っております。ここは〇〇で、現在荒れております。また、(転用事情の詳細)…ということですので、審議をお願いいたしたいと思っております。以上です。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集7ページ、整理番号21番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号21番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で2,756平方メートルです。現況は、荒れた〇畑となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の61ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、62ページの字図をご覧ください。 土地利用計画は、63ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、周囲にはフェンスを設置して、北側および東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号21番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

川添哲也委員

はい。7番の川添です。これも一連の太陽光発電設備に関する転用申請です。申請者はつい最近まで〇〇を栽培されておりましたけれども、(転用事情の詳細) …ということで、今回の申請に至っております。3月の2日に現地調査をしていただきまして、問題ないということでご意見をいただいております。よろしくご審議をお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集8ページ、整理番号22番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の8ページ、整理番号22番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、

議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は2、684 平方メートルです。現況は、荒れた○畑となっております。 目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。 申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。 申請地の位置等については、資料図の64ページをご覧くだ さい。隣接地の地目などについては、65ページの字図をご 覧ください。土地利用計画は、66ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ いて、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書 が添付されています。転用については、許可後、速やかに着 手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連 の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状 のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、西側道路より出 入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸 透および越流分は南側道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付さ れています。

整理番号22番について説明を終わります。

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたし 議長 ます。

川添哲也委員

7番川添です。太陽光発電の最後になりますけれども、整理番号15番のちょうど下になります。一連の転用申請の中の1つです。3月2日に現地調査を行いまして、問題ないということでございますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集8ページ、整理番号23番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号23番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で1,370平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、たい肥舎、 休憩所です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の67ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、68ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、69ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、当該地は農地法の

許可が必要なことを知らずに、昭和55年頃から、たい肥舎、 休憩所として利用されており、これについての始末書が添付 されています。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、西側および東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、たい肥舎については農用地区域内農地の 1番に該当します。休憩所については、第2種農地の該当事 項6番に該当します。許可の基準は、たい肥舎は2番、休憩 所は1番となっており、土地の選定理由書が添付されていま す。

整理番号23番について説明を終わります。

| | 議長 地区担当の西部調査会より補足説明点

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。

松本直弘委員(農地利用最適化推進委員)

はい。肥前4区の松本です。本日現地確認しまして、もう 問題ないだろうということでありますので、皆様のご審議よ ろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集8ページ、整理番号24番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号24番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は牧場2筆、面積は733平方メートルです。現況は、牛舎跡地となっております。目的は、一般住宅、農業用倉庫です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の70ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、71ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、72ページのとおりです。

なお、牧場とは家畜、牛、馬、羊、山羊等を放牧する土地、 牧畜のために使用する建物の敷地や牧草栽培地、日陰用の林 のある土地など、すべてを指します。ただし、牧場区域外で 牧草を栽培する場合には、畑としての地目となります。牧場 の地目はほとんどありません。例としましては、旧〇〇町時 代の〇〇地区の公営牧場などがありました。補足いたします。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、 北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は 敷地内の排水設備を通り、北側道路側溝へ流し、汚水は合併 浄化槽を介して北側道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号24番について説明を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。

井上順一委員

はい。11番井上でございます。現地調査の結果、特に問題ないという意見で一致いたしました。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集9ページ、整理番号25番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の9ページ、整理番号25番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、 議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は120平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の73ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、74ページの字図をご覧ください。 土地利用計画は、75ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、○○間の貸与証明書が添付されています。転用については、令和3年5月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、 北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は 敷地内の排水設備を通り、北側道路側溝へ流し、汚水は合併 浄化槽を介して同じく北側道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。 整理番号25番について説明を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。

中山政俊委員(農地利用最適化推進委員)

はい。肥前2区の中山です。現地を確認したところ、現在 荒地となっておりますので、何ら問題はないだろうと思われ ますので、皆さんの審議をよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。皆さん大変お疲れだと思いますので、ここで しばらく休憩をとりたいと思います。 2 時 4 5 分に再開をい たします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

14時30分 休憩

14時45分 再開

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

議長

皆さん、それでは再開をさせていただきます。次に議案集 9ページ、整理番号26番を議題といたします。それでは事 務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号26番について説明します。申請者の住所、

氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は3,316平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の76ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、77ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、78ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者からは条件つき同意、区長、生産組合長から ら異議なしの意見書が添付されています。条件については、 転用履行に対し、被害防止等の協議書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付さ れています。

整理番号26番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

森武則委員 (農地利用最適化推進委員)

中部調査会、唐津8区の森です。補足説明は別段ございませんが、3月3日の中部調査会で慎重なる現地検討会がなされました。その結果も別段異議がございませんでした。荒廃地になっておりまして、むしろこのまま放置しておくよりも、この申請をしたほうが環境的にはいいんじゃないかというふうにも思います。慎重審議をよろしくお願いをいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集9ページ、整理番号27番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号27番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで す。地目は畑1筆、面積は2,903平方メートルです。現 況は、荒廃地となっております。目的は、太陽光発電設備で す。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等 の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等につい ては、資料図の79ページをご覧ください。隣接地の地目な どについては、80ページの字図をご覧ください。土地利用 計画は、81ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号27番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

森武則委員 (農地利用最適化推進委員)

唐津8区の森です。補足説明はございませんけれども、これは賃借権設定となっておりまして、太陽光発電設備の一応の寿命は20年ぐらいと聞いております。賃借権設定であれば地主さんがそのまま管理をするということになりますので、むしろ歓迎するべきじゃないかというふうに思います。

審議決定をお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集10ページ、整理番号28番を議 題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の10ページ、整理番号28番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,937平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、太陽光発電設備です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の82ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、83ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、84ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連

の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号28番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

森武則委員 (農地利用最適化推進委員)

唐津8区の森です。現地調査会では問題はございませんでしたけれども、84ページの図面を見てもらうとわかりますけれども、中央に雨水流れというふうに書いてあります。これがどうなのかという意見はございましたが、特に異議はございませんでした。審議決定をお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を

いたしました。次に議案集10ページ、整理番号29番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号29番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は2,268平方メートルです。現 況は、荒廃地となっております。目的は、太陽光発電設備です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の85ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、86ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、87ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者からは条件つき同意、区長、生産組合長から ら異議なしの意見書が添付されています。条件については、 転用履行に対し、被害防止等の協議書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。

許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号29番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

森武則委員 (農地利用最適化推進委員)

唐津8区の森です。同じく調査会では異議はございませんでした。借受人の〇〇〇〇〇〇という会社から聞きましたので、報告しておきます。太陽光の下に、地面にはまた農地として利用するというような構造があるようで、注目に値するかと思っております。審議決定をお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集10ページ、整理番号30番を議 題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号30番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで す。地目は畑1筆、面積は4,216平方メートルです。現 況は荒廃地となっております。目的は太陽光発電設備です。 賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概 要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、 資料図の88ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、89ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、90ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号30番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

森武則委員 (農地利用最適化推進委員)

唐津8区の森です。中部調査会では異議もなく、適当と認められました。審議決定をお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。はい。阿蘇委員。

阿蘇孝市委員

面積に対して太陽光の設備面積が非常に少なくて、余っている面積があるんですよね。この面積というのは、利用はされないんですかね。それとその後の管理というのはどういうふうな感じでされるんですかね。それをちょっとお尋ねしたいんですけど。

農地係長

一応伺っているのがですね、利用できないスペースがかなりあるのと、資材置場ということで書いてあるんですけど、その資材というのがですね、この周囲で数十か所まだ太陽光発電設備をされる計画をされてまして、それのメンテナンスの道具とか保守用の資材を置くということで聞いております。

阿蘇孝市委員

それは今、畑のほう、各面積が余ってますよね。この箇所 箇所にそういうふうなメンテナンスとか資材とかというふう に置かれるんですか。1か所じゃなくて。

農地係長

この4,000平米、こういった部分に置かれるということを聞いています。あとの所はほとんど緑地か、もしくは法面で使えない部分がかなりあるということを聞いております。

議長

よろしいですか。(阿蘇委員「はい。」)はい。ほかにご意見 ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集11ページ、整理番号31番を議 題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の11ページ、整理番号31番について説明します。説明をさせていただく前に、すみません。議案および資料図の修正をお願いいたします。(訂正内容の詳細)…すみません。では説明を続けます。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は2,007平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、太陽光発電設備です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の91ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、92ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、93ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連 の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状 のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、北側道路より出 入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸 透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号31番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

岩永好彦委員 (農地利用最適化推進委員)

唐津6区の岩永です。3月3日にこの現地調査をいたしましたけれども、荒廃地であり、環境整備のためにもいいのではないかという意見も出ましたので、審議のほどをよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集11ページ、整理番号32番を議 題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号32番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで

す。地目は畑1筆、面積は1,563平方メートルです。現 況は、荒廃地となっております。目的は、太陽光発電設備で す。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の 概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等について は、資料図の94ページをご覧ください。隣接地の地目など については、95ページの字図をご覧ください。土地利用計 画は、96ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ いて、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書 が添付されています。転用については、許可後、速やかに着 手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連 の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状 のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、東側道路より隣 接地を通り、出入口とする計画です。なお、隣接農地転用事 業者の通行承諾書が添付されています。排水について、雨水 のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付さ れています。

整理番号32番について説明を終わります。

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたし

議長

ます。

岩永好彦委員 (農地利用最適化推進委員)

唐津6区の岩永です。先ほどと同じで関連の施設になります。調査の結果、問題なしということでしたので報告します。 審査のほどよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集11ページ、整理番号33番を議 題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号33番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は2,706平方メートルです。現 況は、栗および果樹園となっております。目的は、太陽光発 電設備です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由およ び施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置 等については、資料図の97ページをご覧ください。隣接地 の地目などについては、98ページの字図をご覧ください。 土地利用計画は、99ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書

が添付されています。転用については、許可後、速やかに着 手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号33番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

岩永好彦委員 (農地利用最適化推進委員)

唐津6区の岩永です。こちらも先ほどと同じ施設になります。問題ないということでしたので、審査のほどよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集12ページ、整理番号34番を議 題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の12ページ、整理番号34番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は2,622平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、太陽光発電設備です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の100ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、101ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、102ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。 立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号34番について説明を終わります。

議長

これが太陽光関係最後の議案でございます。地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

岩永好彦委員 (農地利用最適化推進委員)

唐津6区の岩永です。先ほどと同じで、これも関連の施設になります。別段問題なしということでしたので、審査のほどよろしくお願いいたします。

議長

伊藤富幸委員

ほかに質疑や異議はございませんか。はい。伊藤委員。

12番の伊藤でございます。今月は第5条の許可申請には 太陽光発電設備のことが数多くあるわけでございます。全国 的に太陽光発電設備の設置が多くなって、唐津でも数多くの 設置がなされているわけでございます。そういう中で、全国 的に、例えば太陽光発電設備による被害があっておるわけで す。太陽光発電設備を設置して、台風が来た場合に太陽光パネルが飛んだとか、あるいは大雨で法面が崩れて、濁水が家の中や田畑に流れてきたとかいうようなことが各地であって おります。全国的にも何か、条例によって規則があると思い ますが、唐津で条例というのは、この太陽光設置について、 規則か何かできているでしょうか。

農地係・小林

はい。お答えします。唐津のほうでは特段そういった太陽 光を制限するような条例というのは現状ないというふうに認 識しております。県内で言えば、〇〇町なんかがそういった ような条例を設置してあったかと思いますけれども、現状唐 津ではですね、そういったような特段制限するような条例は ないというふうに認識しております。以上です。

伊藤富幸委員

(全国の太陽光発電についての説明) …というようなことで、乱開発で環境が悪うなった、景観が悪うなったと。同時に先ほど申し上げましたように、やはり法面とか何とかが台風によって流れて、濁流が人家に入ってきたとか、そういう関係がありますので、やはり条例の中でこの規制というのは必要かと思います。

例えば先ほど県内でもあるというようなことを聞きましたけれども、(県内の条例の詳細) …というようなことです。数多くパネルが設置されるようになれば、やはりどうしても地域住民の方が被害を受ける場合があります。

例えば今度○○○なんかも結構申請があっておりますけれ ども、その下はまだ○○畑があるわけですよね。そしてそれ から下がれば家もあるわけですよね。そういうこともある程 度は見てですね、やっぱり条例での規約が必要ではないだろ うかというふうなことを私は思っております。以上です。

議長

ありがとうございました。ほかに皆さんご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

はい。いろいろと参考にさせていただきます。異議なしと 認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案に ついて、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願い いたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集13ページ、議案第17号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について、整理番号1番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の13ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は、合計で879平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、共同住宅です。一部所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の103ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、104ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、105ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、道路工事施工、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大1.2メートルの盛土を行い、周囲に

はコンクリートブロックを新設して、北側にもL型擁壁を設置し、土留めを行い、南側および東側市道からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内の排水設備を通り、横断暗渠を介して東側道路側溝へ放流、汚水は東側道路の公共下水道へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員

はい。2番の脇山です。事務局から詳しく説明がありまして、(転用事情の詳細)…と、もう周りは住宅街になっています。それで今回譲渡してから共同住宅ということで計画をされております。3日の日に東部調査会で調査しましたけど、何ら問題はないということです。皆様の審議のほどよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集14ページ、議案第18号農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の14ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、 議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,753 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の106ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、○○間の貸与証明が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては特にありません。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

栗原弘人委員 (農地利用最適化推進委員)

浜玉1区の栗原です。地元の委員と現地確認に行きました。 現場のほうも山のかなり上のほうで、(転用事情の詳細)…で あります。畑の一部も河川工事にかかっていて、問題ないと 判断しました。審議のほうをよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集14ページ、整理番号2番を議題 といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで す。地目は畑1筆、面積は227平方メートルです。現況は、 休耕地になっております。目的は、貸駐車場です。申請の理 由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地 の位置および隣接地の地目等については、資料図の107 ページから109ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の残高証明書が添

付されています。転用については、許可後、速やかに着手す る計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、下水道工事関 連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現 状のまま利用し、南側道路より出入口とする計画です。排水 について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側道路 側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたし ます。

青木良夫委員 (農地利用最適化推進委員)

はい。中部調査会、唐津5区の青木です。3月3日の日に 現地調査をいたしました。周辺にも駐車場があり、その結果、 全員で問題なしということで、審議のほどをよろしくお願い いたします。以上です。

本案について、質疑や異議はございませんか。 議長

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集14ページ、整理番号3番を議題 といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は450平方メートルです。現況は、 休耕地になっております。目的は、植林です。申請の理由お よび施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位 置および隣接地の地目等については、資料図の110ページ をご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては特にありません。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

秀島崇委員 (農地利用最適化推進委員)

はい。厳木1区の秀島です。3月2日に南部調査会により 現地調査をしていただきました。内容につきましては事務局 説明のとおりであり、周辺も山林と原野でありますので、特 に問題はないものと思われます。審議のほどよろしくお願い いたします。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いします。

(举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集15ページ、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。整理番号1番から議案集19ページ、整理番号23番までの22件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。すみません。説明の前にまた1か所訂正があります。 (訂正内容の詳細) …になります。申し訳ございません。

それでは説明します。議案書15ページから19ページを ご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が 16件、賃借権に関する案件が3件、使用貸借権に関する案件が3件の合計22件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから12ページまでをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

それでは本案について、質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集20ページ、議案第20号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(所有権)を議題といたします。整理番号1番から整理番号2番までの2件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概

要を説明させます。

振興係主幹

それでは説明します。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、市長に対し要請をするものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等については、議案書に記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集21ページ、議案第20号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題といたします。整理番号1番から整理番号2番の2件につきましては、議席番号4番脇山祐治委員が関与するため、議事参与制限に該当しますので、脇山委員の退席を求めます。

【脇山委員退席】

この2件につきましては、一括審議としたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局 に概要を説明させます。

それでは、ここで説明の前に、皆様に一言お断りを申し上

振興係主幹

げます。(訂正内容の詳細) …誠に申し訳ございませんでした。 それでは、これからは先日お送りしました差し替え分に基 づきましてご説明を申し上げます。貸付人、借受人の住所、 氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、 議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設 定です。面積は、4,173平方メートルです。計画要請の

内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を

満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。ここで脇山委員の入室を許可します。

【脇山委員入室】

脇山委員にお知らせいたします。議案集21ページ、整理

番号1番から整理番号2番までの2件につきましては、原案 どおり可決をいたしましたので、お知らせをいたします。そ れでは、次に議案集21ページ、整理番号3番から整理番号 4番を議題といたします。この案件につきましては、相知1 区、筒井正直推進委員が関与するため、議事参与制限に該当 しますので、よって筒井推進委員の退席を求めます。

【筒井推進委員退席】

この2件につきましては、一括審議としたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局 に概要を説明させます。

振興係主幹

それでは説明します。貸付人、借受人の住所、氏名、申請 農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載 のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面 積は、6,829平方メートルです。計画要請の内容は、農 業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい ると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。ここで筒井推進委員の入室を許可します。

【筒井推進委員入室】

筒井推進委員にお知らせいたします。議案集21ページ、整理番号3番から整理番号4番までの2件につきましては、原案どおり可決をいたしましたので、お知らせをいたします。次に議案集21ページ、整理番号5番から議案集38ページ、整理番号89番までの85件につきましては、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局 に概要を説明させます。

振興係主幹

それでは説明します。貸付人、借受人の住所、氏名、申請 農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載 のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が78件、使用 貸借権の設定が7件です。面積は214,397平方メート ルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18 条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を 終わります。

議長

それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいた します。

【議案確認】

よろしいでしょうか。本案について、質疑や異議はござい ませんか。 (異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集39ページ、議案第21号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画ー括方式)の決定について(利用権)を議題といたします。整理番号1番から整理番号3番までの3件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局 に概要を説明させます。

振興係主幹

それでは説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について回答するものです。また、この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行う集積計画一括方式では、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされます。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律において、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、市の集積計画のみで手続きが完了するしくみになったものです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書

記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。 面積は、合計で12,984平方メートルです。計画の内容 は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た していると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第16号34件、議案第17号1件、議案第18号3件、議案第19号22件、議案第20号91件、議案第21号3件、合計6議案154件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。本当に委員の皆さん方には長時間のご審議誠にありがとうございました。